

おります。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 10番、春田新一君。

○議員（10番 春田 新一君） 時間がなくなりましたが、大増湾もそういう同様に同じですね、考え方は一緒でいいですね。

大増湾についてはですね、写真もありますように、川の部分も結構河川もたまっていますので、そこら辺も今後よろしく願いをしておきます。

それと、1点ですね、このしゅんせつ、どこの漁港も結構事業をなされていると思いますが、やはりこの土砂を捨て土にするんじゃないでなくて、やはりどこかに利用、転用するというようなところも、今後、考えながらやっていかなければいけないというふうに思いますので、そこら辺も含んで、よろしく願いをしておきます。

終わります。

○議長（初村 久藏君） これで、春田新一君の質問は終わりました。

○議長（初村 久藏君） 暫時休憩します。再開を3時15分からとします。

午後3時03分休憩

午後3時14分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 14番議員の小宮教義でございます。今日は私が最後、大体4人で終わるんですけども、今日は5番目ということで、非常に皆さん眠たくなくておるでしょうけども、立花局長、何かいいですか。眠たくないですか。松井部長、大丈夫ですかね。二宮部長も大丈夫ですか。よくこっちを見ててくださいよ。

今回もですね、前回ちょっと私、一般質問しませんでしたけども、今回はですね、また市民の声が届いております。今回もまた市長さんということで、市長もなかなか人気があつてうれいんじゃないかなと思うんですけども、うれしゅうございますか。うれしいということでございますので、じゃあ市民の声を届けさせていただきたいと思います。

市長さんの施政方針演説をケーブルテレビで見せていただきましたと。立派な話でありましたが、私の方針も聞いてくださいと。昨年はNHKの「ブラタモリ」で2週間にわたり対馬市の放送があつてました。元寇の襲来した小茂田と日本の最強の山城、国の特別史跡金田城など、タモリさんがたくさん対馬市をPRしてくれました。タモリさん、本当にありがとうございました。

ということです。今度は対馬自身がPRをするときではないでしょうか。他人任せではどげんしますか。来年は市制20周年と聞いております。市長さん、パーッとやりましょう。日本一の金田城をバックに、日本を代表する歌姫MISIAのミニコンサートをやったらどうでしょうか。そして観客はたった1人だけ。日本ハムのビッグボス新庄監督と、そして人間ではありませんが、世界中で大ヒットしたゴースト・オブ・ツシマの主人公、境井仁の大きなぬいぐるみ、これだけで十分ですと。日本と世界のマスコミを呼んで、対馬をPRしてくれませんか。市民に夢をくれませんか。私の地域には議員先生はおられますが、偉い人と思っただけで、怖くて話ができませんと。市長さんだけが頼りですと。対馬をどんどん引っ張ってくれませんか。対馬の市長はあなた一人だけですと。いつも応援をしておりますというかわいらしい女性からの声でございます。

今、世界ではやはりウクライナ問題、先月の2月24日でちょうど1年、丸1年になったわけですが、いまだかつて、毎週のように、毎日のように悲しい情報ばかりでございます。

しかし、このような世の中でも、ただ一つだけうれしいお話がございます。10年前にこの対馬から韓国人が盗人した豊玉の仏像、これがいつでしたか、2月1日に韓国の高裁で、高裁というのは日本と同じように韓国も三審制です。一審では敗訴したんですが、この二審の高裁で逆転勝訴いたしまして、観音寺の所有が認められたということです。非常にうれしいわけですが、これに対して、マスコミのインタビューを受けた私どもの親愛なる観音寺の前住職の田中節孝氏が、次のように談話を発表しておられます。韓国の司法が初めて正当性を認めたということで、非常に喜ばしいと思う。帰ってきた仏像を拝まないと確信は持てないが、やっと一歩進むことができたと思う。単純な窃盗事件で、政治を絡める必要もないし、なぜ10年もかかったのかと疑問に思うと、まだ怒り心頭のようにございます。幸いとして、韓国の大統領も新しくなりました。やっと人間らしく文化人に近づいたのではないかと思います。これからは、この国内法を遵守していただいて、盗んだものは、すぐにぴしゃりと返すという考えで韓国も取り組んでいていただきたいと思えます。

今度、国内の話になるんですが、岸田総理の息子さんですね、秘書官をされておるそうですが、この秘書官が総理と一緒にヨーロッパに行かれて、同行されて、そして公用車でネクタイを買ったんだということで、野党の皆様が声を荒げておりますが、しかし、ねえ市長、ネクタイを買ってもいいじゃないですか。そう思いませんか。それよりも、この日本国の令和5年の予算は114兆円という大きい金額ですよ。これを真剣に審議をしていただきたいと思えます。

ちょっと話が相当前になるんですが、13年ほど前ですか、このとき自民党は野党で、民主党政権のときです。今でいうと立憲とかそのような方が政権を取っておったわけですが、そのときに、この自民党の女性の議員がおられるんですが、丸川珠代参議院議員、なかなかのべっぴんさ

んでございますけども、このべっぴんさんが、この委員会の中でこのように発言をしております。なかなかすばらしいですよ。これは今の民主党、立憲というんですかね、そういう形の方に対して、「この愚か者めが。この下らん選択をした馬鹿どもに絶対に忘れん」と。「この愚か者めが」と、強い口調で非難されたわけでございますが、どうなんでしょうかね、これじゃあ、ちょっと言葉が足りないんじゃないかと思うんですよ。市長もそう思いませんか。言葉が足りません。どういう言葉が足りるかという、このたわけ者がという言葉が足りなかったんじゃないかなと私は思っております。

では、さきに通告しておりました1点について、市政一般質問させていただきます。

元市職員の約6,000万円の横領問題についてということです。

ちょうどこの3月2日、この日なんですけども、事件が発覚した日なんです。偶然とは非常に怖いもので、今日がこの命日みたいなもんなんです。でですね、この件について、まず2点お尋ねしたいと思うんですが、もう今日でちょうど1年になります。そして裁判というのは、民事裁判もございまして刑事裁判もございまして。この2つの裁判の進捗状況、これは現在どこまでいっているのか。これは市民の皆様も非常に気にしていることですから、この進捗状況を1つと、2点目は、この対馬観光活性化協議会の責任についてということです。これは、私も何回もこの議場でもお話をしましたが、なかなか形が見えないんですね。本来なら、この協議会の会長さんが議会に出てきていただいて、そこで私どもが質問をすれば、すごく早く片づくわけですが、でも、お願いしてもなかなか出席がかないません。幸いなことに、この活性化協議会のメンバーの一人、5人のうちの1人が市長でありますし、また、これを創設したのも市が中心となっております。さらに、事務局は対馬市の観光交流商工部が担っているということがございますから、先ほど言ったように、会長さんが来ていただくのが一番いいんですが、これもかなわないということであれば、あえて市長に質問させていただきます。この1点、2点について御答弁をお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 小宮議員の質問にお答えいたします前に、先ほど私のほうに対して励ましという言葉でいただきましたけども、その中で、対馬出身のM I S I Aさんのお話がありました。

私も、かねがねM I S I Aさんにつきましては、何とかして対馬に呼ぶことができないか、または、できんときはふるさと大使みたいな観光PR大使になることができないかという構想は持っておりましたけども、これまで3年間のこのコロナ禍の中で、なかなかM I S I Aさんの事務所のほうに出向くことがはばかれるということで、これまでは全く活動しておりませんでしたけど、この議会が始まる前に、担当部のほうに何とかまずアポを取ってくれということで、この

議会が終わったら日程調整をして、何とかして、まず当たって砕けろという気持ちもありまして、MISIAさんの事務所のほうに出向きたいという思いを持っておりますので、また皆様の御協力等をお願いしたいというふうに思っております。

それでは、質問についてお答えをしたいと思います。

初めに、令和4年3月2日に発覚しました元市職員による公金横領問題に係る裁判の進捗状況についてでございますが、まず刑事裁判では、9月6日に第1回公判が行われ、その後10月25日に第2回公判が、12月6日に第3回公判が行われております。この3回の公判内容は、横領額等の事実確認が主なものでございます。

次に、1月18日の第4回公判では、被告による横領に至った動機などの陳述が行われております。

直近の裁判は2月16日の第5回公判になりますが、既に新聞で報道されておりますとおり、検察側から懲役5年6か月の求刑がなされております。

最終的な判決の言い渡しは3月16日の第6回公判で行われ、刑の確定は裁判官から言い渡しがされた翌日から14日過ぎて上訴が行われなければ、確定することとなります。

なお、刑事裁判は長崎地方裁判所厳原支部で行われます。

次に、民事訴訟では9月27日に第1回公判が長崎地方裁判所厳原支部で行われ、被告は争わない姿勢を示し、即日結審をしております。

その後、被告から控訴がなかったため、11月2日に判決が確定しております。

なお、判決内容は、市の請求どおり、被告に対し損害賠償5,966万1,481円、及びこれに対する令和4年5月7日から支払い済みまでの年3%の割合による金員の支払い並びに訴訟費用の負担でございます。

次に、対馬観光活性化協議会の責任についてでございますが、本協議会は令和2年1月に、対馬市、対馬振興局、対馬市商工会、対馬観光物産協会、対馬市国際交流協会の観光関連機関で組織し、主に観光客誘客のため、各種助成事業等を行う任意団体であります。事務局は市観光交流商工部内にあり、業務運営及び支出事務を部内職員が遂行し、部課長が決裁を行っておりました。

役員の責任としましては、令和4年9月の第4回定例会で御説明をさせていただきましたとおり、事件解決までは会を存続させ、今の役員が責任を持って役員の任務を負うことで対応を行ってまいります。

協議会の謝罪文につきましては、会長名で9月21日から市ホームページで掲載を行っております。

今回の不祥事につきまして、市民の皆様をはじめ、議員皆様に多大な御迷惑をおかけしまして、改めて深くおわびを申し上げます。

市では、事務処理の厳格化を図り、職員一丸となり、一日も早く信頼を回復できるよう努めてまいります。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 裁判の経緯ですよね。まず刑事訴訟、刑事問題については、第5回のときに求刑があり、懲役5年6か月の求刑があったということですね。そして、最終的な結審の判決は、この3月の16日に裁判所から言い渡されるということですね。懲役5年6か月、そして最終的には3月の16日に裁判所から結審が下るということによろしいですね。分かりました。

それと、この民事訴訟については、11月の2日ですか、もう結審をしたと。そして、市が提示した約6,000万円の支払いの決定をなされたということで経過はよろしいですね。分かりました。

もう民事が終わった、あとはもう刑事問題だけですから、これが先ほどの3月の16日に結審をするということでもいいんですね。はい、分かりました。

そうして、この対馬観光活性化協議会の責任でございますが、私は何回もずっと責任を取るべきじゃないのかというのは申し上げておりますが、この責任の取り方はいろいろあると思うんですが、この流れの中で、例えばその市の職員の管理職の手当、これを半減をして約1,500万円程度、そして市長と副市長で、それぞれ減給などされて1,000万円程度という大きい犠牲を払いながら、先ほど言ったように、私は何回も協議会の謝罪なり何か、公的な立場でやったらどうかという話で、ずっと話をしよったんですが、公的な反省といたしますか、謝罪そのものもない。

先ほどの市長のお話ですと、9月21日からホームページで。これはないでしょう。これだけの大きい金額を横領しておりながら、その本体が観光活性化協議会なんですよ。そこは正式に公の場で謝罪なりをしなければ、この問題の解決はできませんよ。ホームページなんて、あまり見ませんからね、普通の一般の方は。そこは、公的な立場で謝罪なりやるべきだと思います。

それでですね、この問題についてはいろいろな取り上げ方があると思うんですが、一番常識といたしますか、この対馬市がこの問題についての第三者の協議会に調査などを委ねています。これは、大学教授とか弁護士含め、公認会計士3人で出している文書ですよ。報告書。約500万円もかかっているんですけどね。

この中で、何点かお尋ねしたいと思うんですが、その前に、これを受けたということは、これを了承したということによろしいですね、市長。どうなんですか、その辺を先に。これは受けたということは、この内容を了承したということによろしいですか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） はい、そのようなことで了承しております。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 分かりました。了承したということであれば、内容は十分確認してあるわけですから、この中の、これは市長のほうに、この2点については答弁をお願いしたいと思うんですが、この中に、先ほど言ったすごい人たちがつくった文書ですよ。この中に、この報告書の約13ページ、ここに、このように書いてあるんですよ。なお、協議会というのは、活性化協議会ですね、法人格のない任意団体であり、設立は容易である一方、法律行為は団体名で行うことができない団体であるというふうに書いてあるんですよ。要するに法律行為はできないんだと、任意団体だから。というのがありながら、こちらのほうから損害賠償請求というのが出ております。これは市長宛てですよ。ここに当初の文書の頭は、対馬活性化協議会はどうのこうのあって、職員が約6,000万円取ったんだと。ついては、本会是对馬市に対し、国家賠償法第1条第1項の規定により、この損害を早急に賠償されるよう要求いたしますと。任意団体でありながら、このような文書を出して、市長は受けたわけですから、これを受けたときに市長は何も思いませんでしたか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 確かに、そのような法人格のない任意団体ではありますけども、この対馬観光活性化協議会が事務局の窓口になっているということで、そこに対して損害を与えたというようなことから、そういった請求書が来たものというふうに理解をしております。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） それはそうなるんでしょうけども、法的な手続の中において、任意団体としては法的な行為は禁じてあるということですから、よくその辺も十分に理解された上での受理をしていただきたかったと思いますよ。

それと、あと1点目ですが、この報告書の17ページ、ここに、なぜこの問題が発生したのかということで、第4章のところに、事案の発生要因として、任意団体における会計事務に関するルールが未整備だったと、初歩的な内容統制が不備であったんだと、だからこのように事件が発覚したということなんですよ。だから、事件の発覚はこの当協議会に大きい責任があるんじゃないんですか。その辺はどうなんですか、市長。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 確かに、会計事務に関するルールが未整備であったということは事実であります。そういう中で、今回、改めて職員に対しても今後の改善策を周知しなければならぬというようなことで、今後の上司の監督不足を補うための施策という計画を定めていただいた

ということで理解をしていただければというふうに思います。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） この報告書が出たのは、5月13日に出たわけですから、これを受理した時点で、それなりの責任の所在ははっきりしているんですから、その対応を早くすべきだったと思いますよ。受理したんだから。それは大きな落ち度だと思いますよ。

あと、この当協議会と長崎県観光連盟と、それと対馬観光物産協会とか対馬空港ターミナルビルの契約関係について、以降は部長のほうに答弁をお願いしたいと思うんですが、この観光連盟と物産とターミナル、空港ターミナルですね、この契約の日付はいつなんですかね、契約の日付は。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） お答えいたします。

まず、対馬観光活性化協議会が県の観光連盟と最初にこの事業について契約をいたしましたのが、令和3年4月1日でございます。

同じく、県の観光連盟から委託を受けた対馬観光活性化協議会が、交付事務のことですけれども、一部再委託をした相手方、対馬観光物産協会と、それから対馬空港ターミナルビルでございますけれども、同日の令和3年4月1日に契約をいたしております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 一番最初に、この当協議会と、それと観光連盟の契約は4月の1日付ですよ。ほかの2つも同じ日付なんですよ。よろしいですか。まず仕事の流れとしては、観光連盟との契約が4月1日ですよ。そこで正式に金額の内容も分かるわけですね。金額の内容が分かった後に、例えばその2つの事業者のほうに見積もりを取るなりしてするのが普通なんですよ。事前にとったと、そういうふうに金額を設定したということであれば、これは官製談合そのものですよ。契約金を確定した後に、せめて1週間ぐらいの後に、事業者からの見積もりを取るなりして決定するのが普通なんですよ。非常に成立しませんよ、こんなものは。答弁要りませんよ。できんやろうからね。

1つ確認したいんですが、長崎県観光連盟との契約ですね、当活性化協議会が。印鑑を押しているわけですけども、この印鑑を押したという行為は、この活性化協議会の会長の承認の下に印鑑を押したんですか。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） 県の観光連盟と契約いたすときには、当然のことながら、会長の承諾を得て契約をしておるというふうに認識しております。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） あのですね、この印鑑を押すという行為は、非常に重い責任を負うんですよ。普通の人が保証人の印鑑を押しますよね。押すと、そこに大きい責任が民法上生じるんです。その人の債務保証するわけですから、印鑑を押すという行為は非常に重みがあるんです。

今回は、契約書も一緒ですよ。民法の中で厳しく規定をしています。そういう文書に印鑑を押したということは、この当活性化協議会が社会的な責任を持ったという理解でよろしいんですか。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） 以前から御説明をさせていただいておりますけれども、対馬観光活性化協議会、これは任意の団体でございます。先ほど議員のほうからもそういったお言葉がありました。そういった中で、規約のみでつくられた組織であります。けれども、そこには会長、副会長以下委員、それから監査までということで、一つの事業体ということでやっておりますので、それは通常の様々な団体が担う会長としての重さというのと同じように考えております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 分かりました。

ここに、これ5月2日の分ですかね、この中に、この活性化協議会の考え方、対応としてこのように書いてあるんですよ。協議会役員は、いいですか、全員無報酬であるとともに、常に役員が事務所に管理しているものではなくて、役員がその損害賠償を負う責任がないと、こういうふうに当活性化協議会は結論づけておるんです。

この賠償責任はないというのは、この6,000万円の部分なのか、それとも賠償責任という全体において責任がないというふうなことなのか、どちらなのでしょうかね。役員が損害賠償を負わないというのは、この賠償6,000万円の横領部分も含めて、全てにおいて責任を負わないということなのかということ、賠償についてということですよ。分かりましたか。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） この横領がありました6,000万円に対するそういう賠償については、負わないということでございます。

○議長（初村 久藏君） 会議時間を延長します。

どうぞ、14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） じゃあ、ほかのほうの責任は負うということでもいいんですよ。いいですか。



それでは、ならば、この観光連盟との契約書の中で、2ページのところに、この第三者に及ぼした損害というのがあるんですよ。この第三者というのは、当活性化協議会と観光連盟を省くものが第三者になるんですが、このときに、第三者に影響を及ぼしたときには、甲はその責任を賠償しなければならない。要するに、第三者に被害を与えたときには、当活性化協議会が責任を負うという文面があるんですが、これはこれでいいんですかね。こういう責任を負うということ。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） 甲に対して、乙はそういった賠償を起こすような事態は起こっておりませんので、そういうことになります。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 賠償を負うという状態が起きていないと言われるが、いいですか。今回の問題については、宿泊施設とかタクシーとか、直に払ってない部分がありましたよね、約三百五、六十万円か、これは、この活性化協議会が責任があると言うなら、これは当然、この15条において、当活性化協議会が責任を負わなければならないんですよ。印鑑を押したんだから。その辺はどうなんですか。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） 契約に対する印は、もちろん会長として押していただいて契約をするわけでもありますけれども、先ほど議員が申されましたように、対馬観光活性化協議会が県関連等、市も含めて預かっておりました公金を、そこに属する職員によって横領され、使われたということですので、協議会自体は、この場合、我々は被害者ということで市のほうに請求した、そういう損害賠償法の流れとなっております。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 横領したのは、確かに6,000万円だけれども、法的にこういうふうに第三者に発生したときには、横領金というのは、実際は、これは当活性化協議会が責任を持って払うべきお金なんですよ。そのための契約書なんだから。そういうずさんな事務的なものをしておるから、こういうことになるわけですよ。それはよく理解してくださいね。

それで、もう時間もありませんけれども、この活性化協議会の規約に、なぜこういう事件が起きたのかというと、この規約の12条にこう書いてあります。いいですか。協議会の予算編成、現金の出納、これは出納関係ですよ。その他の財産に関して、必要な事項は会長が別に定めると。この時点で必要な事項、出納関係を定めておれば、その後、これは9月の15日からお金を下ろし始めたから、監査の書式もはっきりとできたじゃないですか。事項を定めればね。だから、監査の手続もびしゃっといくのに、それもしなかったんですよ。この会長の責任というのは非常に重いんですが、その辺は市長はどうお考えですか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 確かに、会長が損害を負わないということでは、私はそのとおりだと思いますけども、ただし道義的な責任と申しましょうか、そこについては、確かに厳しいものがあるかと思っております。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 次に、ちょっとまた何点かお尋ねしたいんですが、この観光連盟との契約の中で、非常に私は理解できないのがあるんですが、契約金が721万3,122円ですね。そして、空港ターミナルに払ったお金が330万6,600円、そして物産に払ったお金が390万3,200円ですよ。721万3,122円からこれを引くと、3,322円しか残らないんですが、この契約書からいうと、交付及び換金業務、換金業務も入っているんですよ。そうすると、先ほどの2つは交付の金額ですから、じゃあ、この換金業務は3,322円できるとい判断でこの2つの業者との契約をされたんですかね。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） お答えいたします。

先ほど、令和3年4月1日付で県観光連盟と同活性化協議会が契約を結んだということをお伝えいたしました。

今おっしゃいますように、そのときの契約金額が718万円ほどだということでございまして、この当初の契約したときの78万122円という契約額でございますけれども、この件について、実は前回9月でも私のほうで不明瞭な回答になっておりまして、この点については、この場をかりて説明をし直したいと思いますけれども、その契約をしました720万円と申しますのは、そこに予定額の根拠というのがございまして、あくまでも当協議会といたしましては交付と換金に関する事務の中で、交付については観光物産協会、それから対馬空港ターミナルビル、この2社をお願いをしようということで、その中に入り込んだその根拠の金額であります。

どういうことかと申しますと、交付事務における人件費ということで、ほぼほぼこの720万円を考えて、我々は契約を県観連とさせていただいたところであります。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） そのようにして払って、その換金だけ、交付だけでそれだけ払って、残りが3,000何ぼしかないんですよ。それで換金事務をしなければいけない。けども、実際できない金額じゃないですか。

私もちょっと気になったんで、観光連盟のほうに文書を出していただいたんですが、回答が来ているんですよ。いいですか。あらかじめ委託する、あらかじめ市職員が兼ねていた協議会職員の人件費は不要ですよというふうに言われたと観光連盟が。そういうふうになっているんですよ。

実際ならば、私が計算したら、この換金業務に係るお金は約15万円ぐらい算出されるんですよ、あの県連のデータから見ると。でも、この15万円を、実際はその換金業務として市が取るべきだったんですよ。要らないと言っているんだから。市が取れば、この問題に、この文書にあるように、この報告書にあるように、この被告人は、土曜日、日曜日も働くんだと。そして対応に当たった時間は残業代にはカウントされていないというふうな証言もしているんですから、こういうことにも実際ぴしゃっとしてやればできたわけですよ。そこまでにずさんだったということです。この業務はね。

それで、結論ですけれども、先ほどホームページという話がありました。これでは皆さん分かりませんよ。やはり公的な、ほぼ公的な機関ですから、公的な機関の者が、代表者が公的な場で謝罪をする、これが民主主義のルールなんですよ。

市長にお願いしたいのは、ホームページでは皆さん分かりませんから、議場でもいいじゃないですか。皆さんの前で正式に謝罪をすると。5人そろって、市長も含めてですよ、そろって、皆さんに頭を下げるという行為が私は必要だと思いますよ。また持ち帰って、その辺のところを重々検討していただきたい。それが最終的なその問題の解決策だと思いますよ。よろしいですか。持ち帰って重々検討するように。最後に一言。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 持ち帰って検討するというので、やぶさかではありません。

ただ、その中でどういった形で謝罪をするかも含めて検討させていただければと思います。そこで、できたらケーブルテレビ等で皆さんそろって、できれば、またいつでもできるという思いを持っておりますので、そこら辺で検討させていただきます。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） やはり、金額が金額で大きい金額ですし、市民が納得いくように、先ほどの形でもいいじゃないですか。もうちょうど1年なんです、今日で。ぴしゃっと結論づけていただきたい。

以上、終わり。

○議長（初村 久藏君） これで、小宮教義君の質問は終わりました。

---

○議長（初村 久藏君） 以上で、本日予定しておりました市政一般質問は終わります。

明日も引き続き、定刻から市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後4時06分散会